

居宅介護支援重要事項説明書

令和6年4月1日

1 当法人が提供するサービスについて相談窓口

電話 048-598-7923

担当 木村 美亜

*ご不明の点は、なんでもお尋ね下さい。

2 エンゼル第3居宅介護支援センターの概略及び職員体

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地

事業所名	エンゼル第3居宅介護支援センター
所在地	埼玉県深谷市岡2665番地5
介護保険事業所番号	1174602589
通常の事業の実施地域*	本庄市、深谷市、寄居町、熊谷市、美里町、上里町

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 営業日及び営業時間

- 1、営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月2日まで、及び8月14日から8月15日まで除く。
- 2、営業時間 午前8:30～午後5:30までとする。
- 3、連絡体制 電話番号 048-598-7923
24時間常時連絡可能な体制あり。(緊急時)

(3) 事業所の職員体制

事業所の管理者	1名(介護支援専門員と兼務)
介護支援専門員	2人以上

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

居宅サービス計画作成依頼届出書を提出していただいた後、当居宅介護支援センターと契約を結んでいただき、利用者本人の介護度に応じてどのくらいのサービスが供給できるかを利用者本人もしくは、代理人又は家族と協議してからケアプランを作成し、利用者本人若しくは代理人又は家族の承諾を得てから介護サービスを始めさせていただきます。

4 利用料金

*地域区分別1単位当たりの単価10,21円(7級地)

基本サービス		要介護状態区分	料金	算定要件
居宅介護支援 (I)	居宅介護 支援(i)	要介護1・2	11,088円	介護支援専門員1人に当りの 取扱件数が45未満の場合
		要介護3・4・5	14,406円	
	居宅介護 支援(ii)	要介護1・2	5,554円	介護支援専門員1人に当りの取 扱件数が45以上60未満の部分
		要介護3・4・5	7,187円	
	居宅介護 支援(iii)	要介護1・2	3,328円	介護支援専門員1人に当りの取 扱件数が60以上の部分
		要介護3・4・5	4,308円	

	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要 介 護 度 に よ る 区 分 な し	初 回 加 算 (単 位 数 300)	3,063円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者 が要介護認定を受け居宅サービス計画を作成する 場合 ・ 要介護状態区分が2区分以上変更にな り居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算 (I) (単 位 数 250)	2,552円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、 当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者 に係る情報を提供していること。
	入院時情報連携加算 (II) (単 位 数 200)	2,042円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は 翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して 当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
	退 院 ・ 退 所 加 算 (単 位 数 連 携 1 回 450 連 携 2 回 600)	4,594円/回 6,126円/回	退院等に当たって病院職員等から必要な情報を受け て居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用 に関する調整を行った場合(入院又は入所期間中1回 を限度)
	退 院 ・ 退 所 加 算 (単 位 数 連 携 1 回 600 連 携 2 回 750 連 携 3 回 900)	6,126円/回 7,657円/回 9,189円/回	退院等に当たって病院職員等から必要な情報を受け、 加えてカンファレンスに参加し、居宅サービス計画を 作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った 場合(入院又は入所期間中1回を限度)
	通 院 時 情 報 連 携 加 算 (単 位 数 50)	510円	利用者が医療機関で診療を受ける際に同席し、医師 又は歯科医師等に情報連携を行い、居宅サービス 計画に記録した場合。
	緊急時等居宅カンファレンス加算 (単 位 数 200)	2,042円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療 所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファ レンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用 調整を行った場合(一月に2回を限度)

*法定代理受領により介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて重要事項説明書に記載されている金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に出すと、全額払戻を受けられます。

*交通費

通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収します。なお、自動車を利用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えてから利用者居宅との往復キロ数に1キロメートル当たり15円を乗じた金額をいただきます。

*解約料

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合。	法令で定められた居宅介護支援費に相当する金額を徴収します。
保険者（区市町村）への居宅サービス計画の届け出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません

5 当居宅介護支援センターの特徴等

(1) 運営の方針

- 1 利用者本人、利用者家族の希望を第一に優先されるよう援助を行い、利用者又は、その家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行う。
- 2 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

事項	有無	備考
調査（課題把握の方法）	○	居宅サービス計画作成ガイドライン
介護支援専門員への研修	○	随時

6 サービス内容に関する苦情・ハラスメント対策

(1) 居宅会議支援センターご利用者相談・苦情担当

居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

エンゼル第3居宅介護支援センター

担当者 管理者 木村 美亜 電話048-598-7923

(2) その他当事業所以外に、以下の市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

①利用者がお住まいになられている市町村役場 介護保険担当課

大里広域市町村圏組合	介護保険課	電話	048-501-1330
深谷市役所	長寿福祉課	電話	048-574-8544
熊谷市役所	長寿いきがい課	電話	048-524-1402
本庄市役所	介護保険課	電話	0495-25-1719
寄居町役場	福祉課	電話	048-581-7718
美里町役場	介護福祉課	電話	0495-76-5132
上里町役場	高齢者いきいき課	電話	0495-35-1243

② 埼玉県国民健康保険団体連合会

苦情相談担当 電話 048-824-2568

(3) 第三者委員

小林喜一郎	電話	048-585-2527
畠山敏之	電話	048-572-1100
高田元治	電話	048-585-4544

(4) ハラスメント対策

- ①事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ②利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

7 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録いたします。
- (3) 事業者、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償損害を速やかに行います。

8 秘密保持

- (1) 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。その守秘義務は、契約終了後も同様です。
- (1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は利用者の家族から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

9 人権擁護・高齢者虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者は下記のとおりです。

虐待防止に関する担当者	管理者 ・ 木村 美亜
-------------	-------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 利用者及びその家族等からの苦情処理体制を整備しています。
- (4) 虐待防止対策を検討するとともに、その結果を従業者に周知します。
- (5) 虐待防止のための指針を整備します。
- (6) 虐待防止を啓発・普及するための研修を従業者に対して年1回実施しています。
- (7) 事業者は、サービス提供中に、従業者や利用者の家族等による虐待や身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村の窓口に通報します。

10 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

1 1 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所介護支援専門員がお伺いいたします。
契約を締結した後、サービスの提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合には、終了1ヶ月前までに理由を示した文書で通知すると共に、地域の他の
居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合・・・入所した日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）
又は、要支援と認定された場合・・・非該当となった日
この場合、条件を変更して再度契約をすることができます。
- ・利用者がお亡くなりになった場合・・・死亡日の翌日

③ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しが
たいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了さ
せていただく場合があります。

1 2 当法人の概要

法人所在地	埼玉県深谷市山河557番地1
名称・法人種別	社会福祉法人かつみ会
代表者役職・氏名	理事長 伊藤 重来
事業所所在地	埼玉県深谷市岡2665番地5
事業所名	エンゼル第3居宅介護支援センター
事業所電話番号	048-598-7923

1 3 サービス利用割合の説明

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状
況は別紙のとおりです。

※別紙参照

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、下記利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

事業者

事業者名 社会福祉法人かつみ会
所在地 埼玉県深谷市山河557番地1
代表者 理事長 伊藤 重来

事業所

事業所名 **エンゼル第3居宅介護支援センター**
管理者氏名 センター長 木村 美亜
説明者 ㊞

私は、事業者から重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け同意しました。

利用者 住 所

氏 名 ㊞

(代理人) 住 所

氏 名 ㊞

続 柄 1、家 族 ()
2、その他 ()
3、成年後見人 ()

居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	46.49%
通所介護	71.63%
地域密着型通所介護	13.52%
福祉用具貸与	69.73%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	訪問介護センターあたたかい手 56.98%	エンゼル訪問介護センター 31.98%	ヘルパーステーション のぞみ 2.91%
通所介護	エンゼルデイサービスセンター 27.55%	デイサービスセンターステラヒルズ 21.89%	デイサービスセンターエーデルワイス 16.99%
地域密着型通所介護	デイサービスセンターあたたかい手 48.00%	デイリハセンター うちりハ岡部店 16.00%	デイリハセンターうちりハ深谷 10.00%
福祉用具貸与	ひまわり館 深谷営業所 36.05%	ウェルサポート 30.62%	東洋ケアサービス 伊勢崎店 9.69%

② 判定期間 (令和6年度)

前期 (3月1日から8月末日)

後期 (9月1日から2月末日)